

輸送の安全に関する基本的な方針

1. 経営トップは輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
2. 現場の声に耳を傾けるとともに、社員に対し輸送の安全確保が最重要であることを認識徹底させる。
3. 関係法令及び安全管理規程等社内規則を遵守する。
4. 輸送の安全に関するPDCA*を確実に実行し、安全管理体制の継続的な実現と見直しを行う。
5. 全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず安全性の向上に努める。
6. 輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

※Plan(策定)、Do(実行)、Check(チェック)、Act(改善)

輸送の安全に関する目標

1. 2019年度の目標

(1)自動車事故報告規則第2条に基づいて報告を必要とする事故の発生件数を年間0件とする。

(2)有責事故件数を対前年度50%減とする。

	重大事故		有責事故		無責事故	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
2015年度	0	-	31	36	-	20
2016年度	0	-	18	51	-	10
2017年度	0	-	25	43	-	6
2018年度	0	-	21	38	-	11
2019年度	0	-	19	-	-	-

自動車事故報告規則第2条に規定する事故の統計

2018年4月1日～2019年3月31日

事故類型	件数
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む)を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0
死傷者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう)を生じたもの	0
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	0
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を操縦することができなくなったもの	0
自動車の装置(道路運送車両法第四十一条各号に掲げる装置をいう)の故障により自動車が運行できなくなったもの	0
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0
総件数	0

輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成するため、事故防止対策委員会及び安全衛生委員会を発足させるとともに年間重点施策、指導及び教育を計画し実施する。

2019年度 輸送の安全に関する重点施策 年間計画

4月	春の全国交通安全運動 春の交通事故防止強化月間 1日1目標署名運動の実施 グループ点呼の実施	10月	法定速度の遵守 後退時の安全確認の徹底 飲酒運転の防止 駐停車違反の禁止 グループ点呼の実施
5月	行楽期の交通量増加にともなう事故防止 自転車・自動二輪車への注意徹底 道路交通法の遵守 グループ点呼の実施	11月	冬の交通安全運動 冬の交通事故防止強化月間 1日1目標署名運動の実施 グループ点呼の実施 定期健康診断
6月	自転車・自動二輪車への注意徹底 法定速度の遵守 交差点での安全確認の徹底 定期健康診断 グループ点呼の実施	12月	繁忙期の交通量増加にともなう事故防止 冬型事故の防止 車間距離の保持 グループ点呼の実施
7月	夏の交通安全運動 夏の交通事故防止強化月間 1日1目標署名運動の実施 里美地区町内会交通安全運動 街頭啓発参加 グループ点呼の実施	1月	冬型事故の防止 スリップ注意 異常気象時の事故防止 グループ点呼の実施
8月	行楽期の交通量増加にともなう事故防止 自転車・自動二輪車への注意徹底 飲酒運転の防止 グループ点呼の実施	2月	冬型事故の防止 見通しの悪い交差点での事故防止 車間距離の保持 グループ点呼の実施
9月	秋の全国交通安全運動 秋の交通事故防止強化月間 1日1目標署名運動の実施 里美地区町内会交通安全運動 街頭啓発参加 グループ点呼の実施	3月	雪解け時の水はね防止 法定速度の順守 グループ点呼の実施 事故防止対策委員会及び 安全衛生委員会 総括・次年度計画

2019年度 輸送の安全に関する指導及び教育 年間計画

	法令遵守・事故防止	乗客の安全・基本的な心構え
4月	春の交通安全運動実施事項の徹底 最高乗務距離の遵守について 新就学児童と老人の保護について	乗降に安全な停車位置、指示及び ドアの開閉について 降車後の安全な発進について
5月	交差点出会い頭事故防止 最高速度違反の厳禁と指導の徹底 行楽シーズンの事故防止について	運転への油断・過信の防止
6月	降雨時の事故防止 右、左折、後退時の安全確認について 二輪車に対する事故防止について	事故発生時における乗客の安全確保 について
7月	夏の交通安全運動実施事項の徹底 最大拘束時間の遵守について 夏休み中の児童保護について	事業用自動車の運転者の自覚について 安全運行の為の道路状況の把握について
8月	飲酒、酒気帯び運転の厳禁について 居眠り運転の防止について 高速道路上の安全運行について	営業車の運転方法について
9月	秋の交通安全運動実施事項の徹底 シートベルト着用の徹底について 違法駐車 of 厳禁と指導の徹底	災害時における対応について 乗客のシートベルト着用について
10月	単独事故防止 最高乗務距離の遵守について 歩行者保護の励行について	乗降に安全な停車位置、指示及び ドアの開閉について 降車後の安全な発進について
11月	冬の交通安全運動実施事項の徹底 追突事故防止について 走行中の携帯電話の使用について	運転への油断・過信の防止
12月	凍結路面での事故防止について 輸送繁忙期の事故防止について 飲酒、酒気帯び運転の厳禁について	事故発生時における乗客の安全確保 について 乗車拒否、不当料金請求行為の絶無
1月	凍結路面での事故防止について 違法駐車 of 厳禁と指導の徹底 盗難予防について	事業用自動車の運転者の自覚について 安全運行の為の道路状況把握について
2月	最大拘束時間の遵守について 高速道路上の安全運行について シートベルト着用の徹底について	自動車の構造上の特性について
3月	年度末繁忙期の安全運行について 春休み中の児童保護について 夜間運転における事故防止について	営業車の運転方法について

事故惹起運転者に対する指導、教育

事故惹起運転者に対する指導、教育の内容等

- (1) 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保に関する法令等
事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため道路運送法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる
- (2) 交通事故の分析に基づく再発防止対策(ドライブレコーダーの活用)
ドライブレコーダーを活用し交通事故の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる
- (3) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する
- (4) 交通事故を防止するために留意すべき事項
旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する
- (5) 危険の予測及び回避
危険予知訓練の手法等を用いて、道路、交通及び旅客の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する
- (6) 安全運転の実技
実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する

輸送の安全に関する予算等実績額

平成27年度の輸送の安全に関する主な投資項目と実績額

ドライブレコーダーを内部カメラ付きに更新 … 3, 600, 000円

事故惹起運転者に対する指導、教育

事故惹起運転者に対する指導、教育の内容等

- (1) 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全の確保に関する法令等
事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため道路運送法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる
- (2) 交通事故の分析に基づく再発防止対策(ドライブレコーダーの活用)
ドライブレコーダーを活用し交通事故の分析を行い、その要因となった運転行動上の問題点を把握させるとともに、事故の再発を防止するために必要な事項を理解させる
- (3) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
交通事故を引き起こすおそれのある運転者の生理的及び心理的要因を理解させるとともに、これらの要因が事故につながらないようにするための対処方法を指導する
- (4) 交通事故を防止するために留意すべき事項
旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導する
- (5) 危険の予測及び回避
危険予知訓練の手法等を用いて、道路、交通及び旅客の状況に応じて交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導する
- (6) 安全運転の実技
実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する

日北交通株式会社 安全管理規定

平成27年4月1日施行

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条及び第22の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより絶えず輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統

括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に

定める「社内連絡体制図」による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

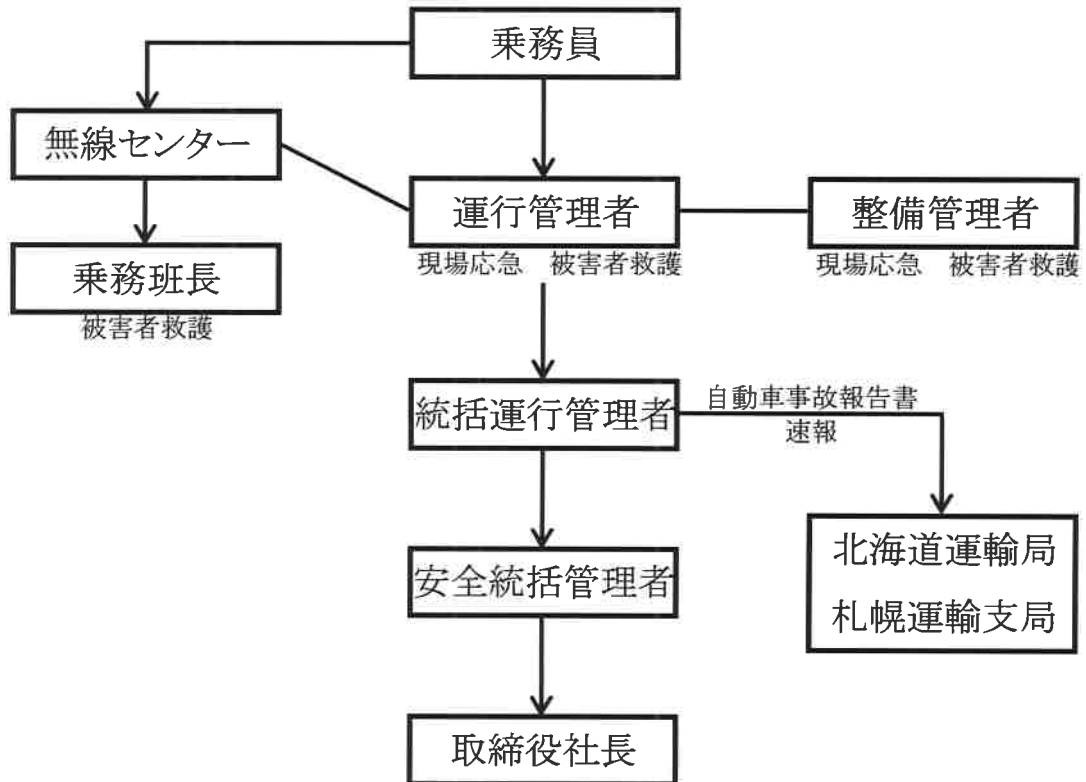
第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

平成27年3月制定

事故、災害等に関する報告・連絡体制図

日北交通株式会社



※無線センターには、無線センター長の他、運行管理者も含む
※統括運行管理者が不在の際は、運行管理者がその責を負う

安全管理体制図

日北交通株式会社

2019年4月現在

